屋外広告物（ 許可・変更許可・継続許可 ）申請書 ㊙副

草津市長 宛

申請日　　年　　月　　日

申請者

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
〒　　―

氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）

電話（　　　）　―

※変更許可申請および継続許可申請時は記入すること。

前回許可日	年　月　日
前回許可NO	

草津市屋外広告物条例（ □ 第10条（新規） □ 第16条第1項（変更） □ 第16条第2項（継続））の規定により、次のとおり申請します。

① 種　類（直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。）	□自家用　□ 非自家用　□ 電光可変式広告物					
	□屋上　□ 壁面　□ 突出　□ 野立　□案内図板等　□ 禁止物件添加					
	□広告板　□ 広告塔　□ 立看板　□広告旗　□ はり紙　□ はり札					
	□電柱等　□ アーチ　□ 広告幕　□アドバルーン　□ ぼんぼり					
② 規模および数量（複数ある場合は別に添付すること。）	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	m	m	m	面	㎡	個
③ 材　料	□金属（　　　　）　□木　□ プラスチック　□その他（　　　　）					

④ 表示（設置）に係る場所（区域）	草津市	⑦ 建築基準法による工作物の確認	□ 不要　□ 申請中 □ 有　□ 未申請
		⑧ 道路法による道路の占用の許可	□ 不要　□ 申請中 □ 有　□ 未申請
⑤ 土地（物件）の所有者等の承諾	⑥ 適合計画書の提出	⑨ 道路交通法による道路の使用の許可	□ 不要　□ 申請中
□ 不要　□ 有　□ 協議中	□ 有　□ 無		□ 有　□ 未申請
⑩ 電光可変式広告物について映像内容他法令に抵触していないこと。			□確認済み

⑪ 管理者（管理する者の個人名を記入すること。）	住所 氏名	〒 電話（　　　）　―
	資格等	□ 登録試験機関の試験合格者　□ 講習会修了者　□ 職業訓練修了者 □ 技能検定合格者　□ 職業訓練指導員免許所持者　□ 不要
⑫ 工事施工者	住所 氏名	〒 電話（　　　）　―
	屋外広告業の登録番号等	年　月　日 滋賀県屋外広告業登録第　　号

表示（設置）期間	年　月　日 ～ 年　月　日（　年・　月間）
条例上の地域区分	□ 禁止地域1　□ 禁止地域2　□第1種許可地域 □ 第2種許可地域　□ 第3種許可地域　□広告規制型景観形成地区（モデル地区） □ 広告規制型景観形成地区（本陣地区）　□推奨基準適用地区
都市計画法で定める地域地区等の区分	□ 第1種（第2種）低層住居専用地域　□ 第1種（第2種）中高層住居専用地域 □ 第1種（第2種）住居地域　□ 近隣商業地域　□ 商業地域　□ 準工業地域　□ 工業地域 □ 工業専用地域　□ 市街化調整区域　□風致地区　□ 地区計画内

第　　　号

本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、草津市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。

年　　月　　日

許可条件

⑬ カラー写真添付(※複数の場合は別添)
・広告物または掲出物件の**周囲の状況**が分かるカラー写真。 写真ちょう付欄
・広告物または掲出物件の意匠および設置状況が分かるカラー写真(**※変更許可申請および継続許可申請のみ**) 写真ちょう付欄

注　1 次の書類(市長が必要でないと認めた書類を除く。)を添付すること。

1　新規許可申請

(1) 表示し、または設置する場所を示す地図(原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 設置を予定する、または設置された広告物または掲出物件ならびにそれらの周囲の状況、意匠および設置状況が分かるカラー写真

(6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

2　変更許可申請

(1) 表示し、または設置する場所を示す地図(原則として縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 変更前の広告物または掲出物件ならびにそれらの周囲の状況、意匠および設置状況が分かるカラー写真

3　継続許可申請

(1) 屋外広告物安全点検調書(※対象:広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件)

(2) 設置された広告物または掲出物件ならびにそれらの現在の周囲の状況、意匠および設置状況が分かるカラー写真

4　注意事項

(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(2) 該当する□内に印を付すこと。

(3) 太枠内は記入しないこと。